

庁名 大津地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳								郵便切手合計額	予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	1円				
民事訴訟	通常訴訟			20		10	10	10		6000円	6000円 1名増すごとに、2500円を追加 電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用が可能です。その場合は、申立て後、裁判所から「保管金提出書」を交付又は郵送します。	当事者が1名増すごとに2440円分を追加 (内 訳) 500円4枚 110円4枚	
	控訴	10		6	6	10	10	6		7020円	7000円 1名増すごとに、3700円を追加 電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用が可能です。その場合は、申立て後、裁判所から「保管金提出書」を交付又は郵送します。	当事者が1名増すごとに3730円分を追加 (内 訳) 500円5枚 110円4枚 100円4枚 50円5枚 20円5枚 10円4枚	
	抗告	2		15	5	5	5	5		3550円	3500円 1名増すごとに、2000円を追加 電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用が可能です。その場合は、申立て後、裁判所から「保管金提出書」を交付又は郵送します。	当事者が1名増すごとに2100円分を追加 (内 訳) 500円2枚 110円6枚 100円2枚 50円3枚 20円3枚 10円3枚	
	上告	4	6	10	6		11	9		6110円	6100円 1名増すごとに、2300円を追加 電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用が可能です。その場合は、申立て後、裁判所から「保管金提出書」を交付又は郵送します。	当事者が1名増すごとに2340円分を追加 (内 訳) 500円2枚 350円2枚 110円4枚 100円2枚	
民事調停	民事調停			5				8	4	750円	1000円 1名増すごとに、1000円を追加 電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用が可能です。その場合は、申立て後、裁判所から「保管金提出書」を交付又は郵送します。	相手方が1名増すごとに330円分を追加 (内 訳) 110円3枚	
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)									0円	【先行事件がない場合】 売却単位1つで70万円 ※1売却単位増加すごとに50万円加算 【二重開始事件】 30万円	郵便切手は不要 必要に応じて予納金から支出	
	担保不動産競売申立て (管内支部に申し立てる場合)	20		20	20	20	20	20	20	15820円	【先行事件がない場合】 売却単位1つで70万円 ※1売却単位増加すごとに50万円加算 【二重開始事件】 30万円		
	強制競売申立て (本庁に申し立てる場合)									0円	【先行事件がない場合】 売却単位1つで70万円 ※1売却単位増加すごとに50万円加算 【二重開始事件】 30万円	郵便切手は不要 必要に応じて予納金から支出	
	強制競売申立て (管内支部に申し立てる場合)	20		20	20	20	20	20	20	15820円	【先行事件がない場合】 売却単位1つで70万円 ※1売却単位増加すごとに50万円加算 【二重開始事件】 30万円		
	債務名義に基づく債権差押え	4		7		1	1			2840円		当事者が1名増すごとに、下記内訳分を追加 (内 訳) 命令送達分 110円(債権者分)1220円(債務者分)1290円(第三債務者分) 陳述書送付分 110円(裁判所送付分)110円(債権者送付分) ※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみ	
	養育費等に基づく債権差押え	4		7		1	1			2840円		当事者が1名増すごとに、下記内訳分を追加 (内 訳) 命令送達分 110円(債権者分)1220円(債務者分)1290円(第三債務者分) 陳述書送付分 110円(裁判所送付分)110円(債権者送付分) ※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみ	
	財産開示	10		10		10	10	20			7000円		
	情報取得(預貯金等) (本庁に申し立てる場合)										0円	第三者1名で5000円 第三者が1名増すごとに、4000円を追加	第三者の数分の110円の郵便切手を貼付した封筒、又はレーザーバックライト(第三者から申立人への直送用)
情報取得(預貯金等) (管内支部に申し立てる場合)	2			10	6	6	6			2480円	第三者1名で2000円 第三者が1名増すごとに、2000円を追加	第三者の数分の110円の郵便切手を貼付した封筒、又はレーザーバックライト(第三者から申立人への直送用) 第三者が1名増すごとに、下記内訳分を追加 (内 訳) 500円2枚 100円3枚 50円2枚 20円2枚 10円1枚	
情報取得(給与・不動産) (本庁に申し立てる場合)										0円	第三者1名で6000円 第三者が1名増すごとに2000円追加		
情報取得(給与・不動産) (管内支部に申し立てる場合)	7			15	10	10	15			5850円		第三者が1名増すごとに1280円分を追加 (内 訳) 500円2枚 100円1枚 50円2枚 20円2枚 10円4枚	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳								郵便切手合計額	予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	1円			
保全	債権仮差押	6		6		1	1			3730円	陳述書送付分 590円(裁判所送付分)110円(債権者送付分) ※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみ 当事者が1名増すごとに下記内訳分追加 (内 訳) 命令送達分 1220円(債権者分)1220円(債務者分)1290円(第三債務者分) 陳述書送付分 590円(裁判所送付分)110円(債権者送付分) ※50g定型郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数により、郵便切手を追加していただくことがあります。	
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	6		4		4	6			3760円	登記所が1か所増すごとに1180円 (内訳: (登記嘱託用590円)(登記返送料590円))追加 当事者が1名増すごとに1220円分追加 ※50g定型郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数により、郵便切手を追加していただくことがあります。	
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4		4						2440円	当事者が1名増すごとに1220円分追加	
保護命令	保護命令	7		7			7	7		4480円		
労働審判	労働審判	4		10		4	4	4		3420円	4000円	